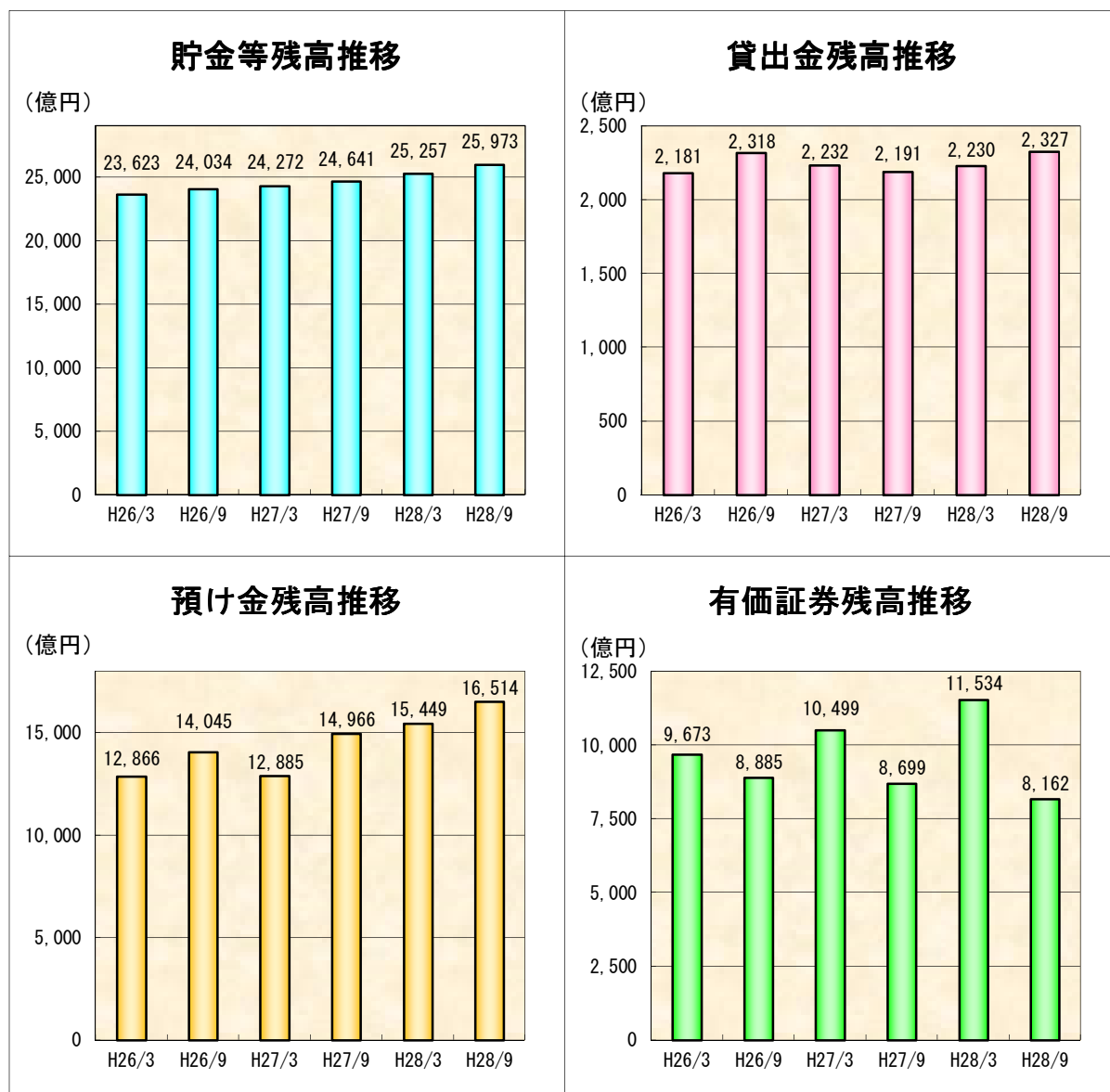


# 平成28年度 上半期経営状況

## 1 主要勘定の状況

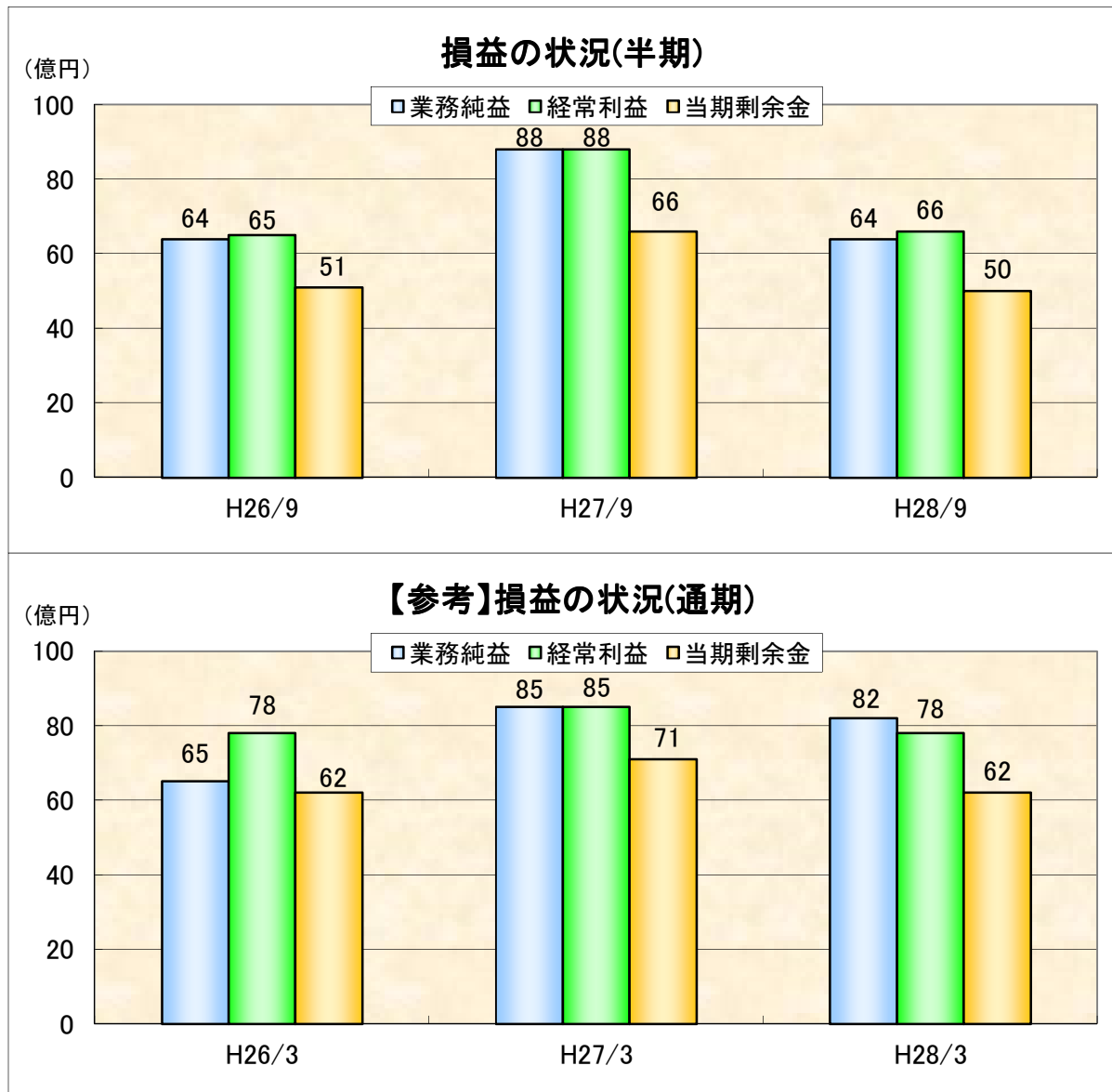


(単位：億円)

科 目	H26年3月末	H26年9月末	H27年3月末	H27年9月末	H28年3月末	H28年9月末
貯 金 等	23,623	24,034	24,272	24,641	25,257	25,973
貸 出 金	2,181	2,318	2,232	2,191	2,230	2,327
預 け 金	12,866	14,045	12,885	14,966	15,449	16,514
有 価 証 券	9,673	8,885	10,499	8,699	11,534	8,162

- 貯金等残高は、2兆5,973億円 (前年同期比 +1,331億円、5.4%増) となりました。
- 貸出金残高は、2,327億円 (前年同期比 +136億円、6.2%増) となりました。
- 預け金残高は、1兆6,514億円 (前年同期比 +1,548億円、10.34%増) となりました。
- 有価証券残高は、8,162億円 (前年同期比 -537億円、6.17%減) となりました。

## 2 損益の状況



<半期>

(単位：億円)

科目	H26年9月末	H27年9月末	H28年9月末
業務純益	64	88	64
経常利益	65	88	66
当期剰余金	51	66	50

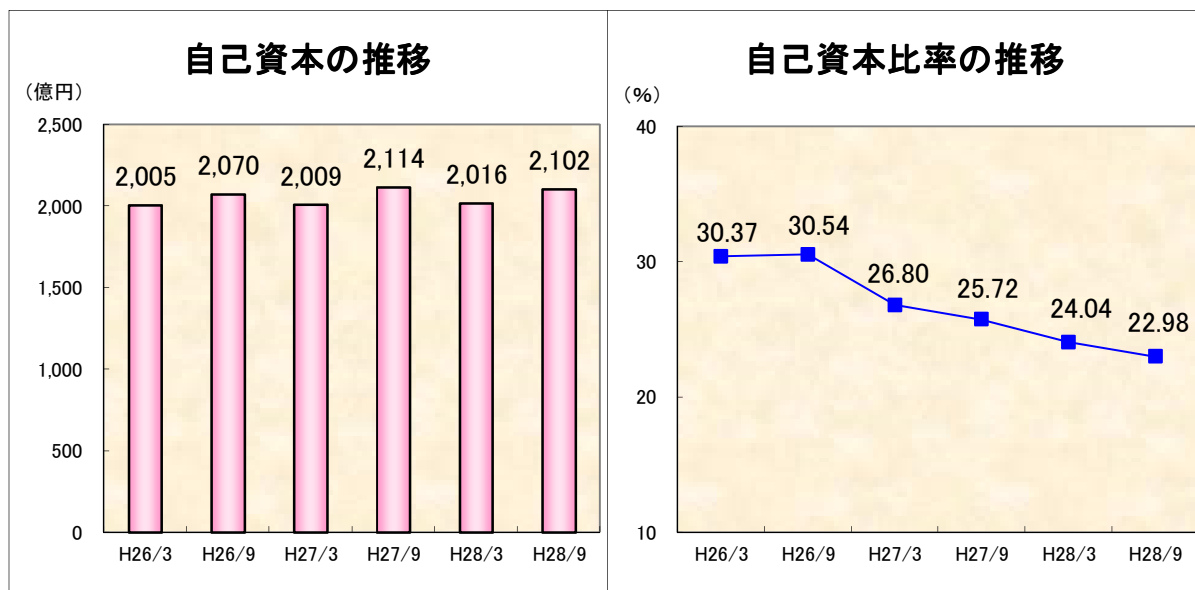
<通期【参考】>

(単位：億円)

科目	H26年3月末	H27年3月末	H28年3月末
業務純益	65	85	82
経常利益	78	85	78
当期剰余金	62	71	62

(注) 「業務純益」とは、金融機関の基本的な業務にかかわる利益を表す指標です。貯金、貸出金、有価証券などの利息収支と各種手数料などから、金融機関が活動していくうえで必要となる費用を差引いたものです。

### 3 自己資本比率



(単位：億円、%)

項目	H26年3月末	H26年9月末	H27年3月末	H27年9月末	H28年3月末	H28年9月末
自己資本 (B-C) (A)	2,005	2,070	2,009	2,114	2,016	2,102
コア資本に係る基礎項目 (B)	2,005	2,070	2,011	2,115	2,019	2,106
コア資本に係る控除項目 (C)	—	—	1	1	3	4
リスク・アセット等 (D)	6,601	6,777	7,496	8,217	8,385	9,146
自己資本比率 (A/D)	30.37	30.54	26.80	25.72	24.04	22.98

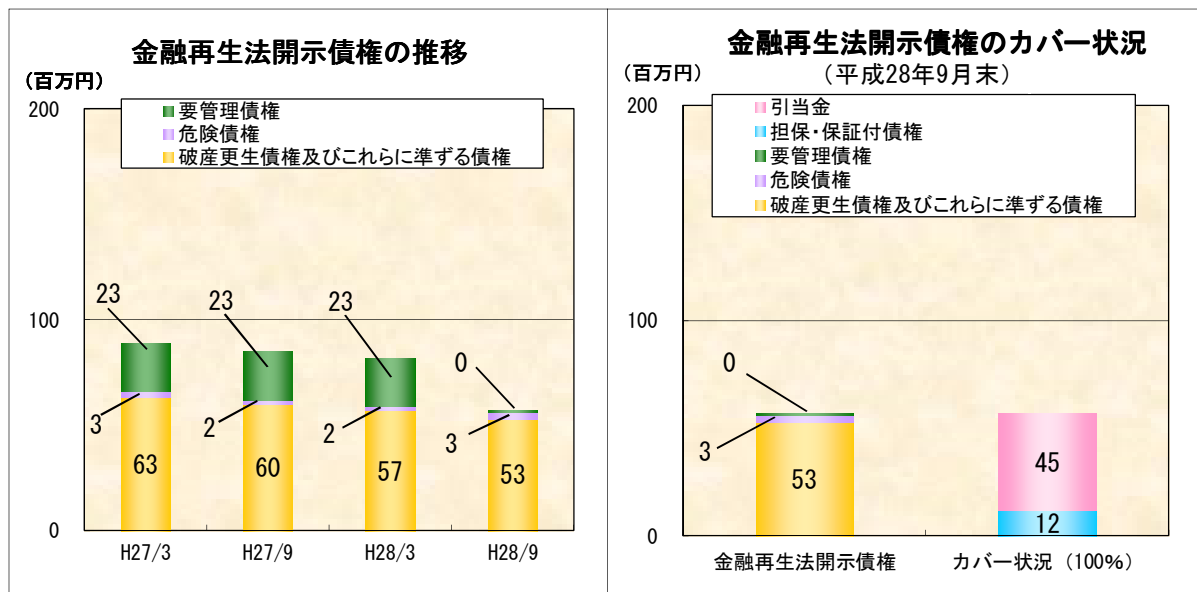
(注) 「経営の健全性」をはかる指標として、「自己資本比率」が用いられますが、その基準は次のようになっております。

国内基準・・・4%以上  
 国際基準・・・8%以上（海外に拠点を有する金融機関）

※ 自己資本比率が4%未満の金融機関は、経営改善計画の実行・業務の一部縮小・新規業務の禁止・業務の全部または一部停止等行政からの命令を受けることとなります。なお、当会は国内基準を採用しています。

※ 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成26年3月末より改正告示（バーゼルⅢ）に基づく単体自己資本比率を記載しています。

## 4 金融再生法開示債権



(単位：百万円)

債権区分	H27年3月末	H27年9月末	H28年3月末	H28年9月末	保全額 (H28年9月末)	
					担保・保証等	引当金
<b>金融再生法開示債権</b>	<b>91</b>	<b>86</b>	<b>82</b>	<b>57</b>	<b>12</b>	<b>45</b>
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63	60	57	53	9	44
危険債権	3	2	2	3	2	1
要管理債権	23	23	23	0	0	-
正常債権	223,359	219,250	223,182	232,857		
<b>合計</b>	<b>223,451</b>	<b>219,337</b>	<b>223,265</b>	<b>232,915</b>		

- (注)
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
  - 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
  - 要管理債権とは、基本的に3か月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
  - 正常債権とは、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 5 リスク管理債権

(単位：百万円)

債権区分	H27年3月末	H27年9月末	H28年3月末	H28年9月末
破綻先債権	—	—	—	—
延滞債権	23	21	18	16
3か月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	22	22	22	—
合計	46	43	40	16

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 6 有価証券の時価情報等

### 有価証券

(単位：百万円)

保有区分	H28年3月末			H28年9月末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	4,133	4,119	△ 14
満期保有目的	43,932	45,934	2,002	40,932	42,842	1,909
その他	1,055,018	1,111,933	56,914	728,003	771,148	43,144
合計	1,098,951	1,157,868	58,917	773,070	818,109	45,039

### 金銭の信託

(単位：百万円)

保有区分	H28年3月末			H28年9月末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
運用目的	—	—	—	1,000	999	△ 0
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	23,184	23,679	494	26,785	27,406	621
合計	23,184	23,679	494	27,785	28,406	621

- (注) 1. 取得価額については、取得原価または償却原価によっています。
2. 時価については、平成28年9月末における市場価格等に基づく時価により計上しています。

## 7 社会的責任と地域貢献活動

### 【はじめに】

当会は、東京都を事業区域として、J A との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の一員として地域経済の活性化、持続的発展に資する地域金融機関です。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

### 【地域への資金供給の状況】

地域の企業や個人の方への各種ローンの取扱いを行っている他、農業近代化資金、東京都中小企業制度融資、東京都環境保全資金融資等、各種制度融資を取扱っております。

### 【地域密着型金融への取組状況】

#### ◆ 農業者等中小企業の経営支援に関する取組み方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、農業者の所得増大及び東京農業の振興に向けた金融サービス提供を行い、農業メインバンク機能の強化等、今後の高齢化・人口減少を見据えたうえで農業者との取引の維持・拡大に取り組めます。

また、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針を始め、関係規程等を制定し、遵守しております。

当会の金融円滑化にかかる取組みの実施状況については、店頭窓口及び当会ホームページにて掲示しております。

なお、経営者保証に依存しない融資の促進を行うため、「経営者保証に関するガイドライン研究会」策定のガイドラインを遵守しつつ、個人保証契約を取扱っております。

#### ◎ 金融円滑化にかかる基本方針について

##### 金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当会の金融円滑化管理に対する体制

#### ◆ 農業者等中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

##### 【お借入条件の変更等に関する相談・申込み及び苦情相談に関する態勢】

◎ 当会の「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、必要に応じて理事会へ報告することとしております。

◎ 「金融円滑化管理責任者」を設置し、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握しております。

◎ 「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

- ◎ 当会では、お客さまからのご融資にかかるご相談の窓口を営業部に設置し、各種相談を受け付けております。

**【相談窓口】**

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	東京都立川市柴崎町3-5-25 JA東京第1ビル	営業部	042-523-3151

【ご相談受付時間：平日9:00～15:00】

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情等につきましては、当会総務部にてお受けいたします。

・ 苦情相談窓口 TEL 042-528-1114（平日9:00～17:00）

- ◎ コンサルタントとして、株式会社地域経済活性化支援機構法に基づく外部機関との連携も視野にいれ、前広に受け付けております。

**【東京都農業祭】**

東京都で生産される農畜産物の品質改良、栽培技術の向上、生産意欲の高揚を図ると共に、東京農業の担う重要性をご理解いただくための催しものです。

特に11月の明治神宮宝物殿前で開かれる催しは、農畜産物の共進会や東京特産の農林水産物の展示即売が行われ、多くの来場者とふれあうなど一層賑わいました。



その他、各種の行事・フェスティバルに都・区市町村・各種団体等と協力して、協賛・後援をしております。

**【農業関連イベント等への参加】**

当会では農協系統組織の一員として、農業・環境についての後援や、都内の農産物を紹介・体験してもらいイベント開催などにより、消費者に身近に農業を感じてもらい、農業への理解促進を働きかけるとともに、地場農産物の紹介・即売や食農教育等を通じ、農業・食料のPRをすることにより地域に貢献できるよう、各種農業関連イベント等に積極的に参加し、CSR活動を実施しております。

東京都農林水産振興財団が主催する「東京農林水産フェア」において、当会は同財団の地域貢献に賛同し、共催団体として参加・協力しております。



## 【地域文化活動・スポーツ活動等への貢献】

当会は地域スポーツ活動への貢献として、「公益財団法人 東京都サッカー協会」及び「東京都少年サッカー連盟」が主催する小学5年生を対象としたサッカー大会へ賛同し協力等を行っております。



多くの地域の子供たちがふれあう機会となり、健全育成支援・明るい街づくり・大きな夢の実現に向けてサポートを行っております。

スポーツ活動を通じて、子供たちの体力づくりを促進し、次世代の担い手の育成を進めております。



©ちよリス



©ちよリス

上記の活動以外にも、「東京の赤い羽根定期貯金」を通じての寄付や、地域文化活動・メセナ（文化・芸術支援活動：財団を通じた資金的なバックアップや各種イベントの開催など）の一環として、自主運営のアマチュア・オーケストラ楽団への寄付活動、生演奏を聞く機会が少ない島しょ地域で開催する音楽演奏会への協賛等も行っております。